

壱岐市農業委員会定例会（令和３年１１月）

議 事 録

1. 開催日時 令和３年１１月２５日（木） 午前９時
 2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
 3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員１６名
 4. 欠席委員 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
 5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
 6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 委員 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第５８号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第５９号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第６０号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
議案第６１号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 7. 報告事項 農地改良等届出書について
 8. その他
-

事務局 皆さん改めましてお早うございます。
本日は、定例会終了後、研修会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。
ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いでありましたので、只今より令和３年１１月の農業委員会の総会を開催致します。
本日は、・ ・ 委員さん、それから・ ・ 委員さんから欠席の届けが出ております。
本日の出席委員は１９名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速これより、議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・委員、・・・委員にお願いを致したい
と思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請に
ついて」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願いします。

議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有
権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要が
ある。

44番 土地の所在

勝本町本宮東触 字石原 ・・・・ 地目 田 面積 695㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が37,973㎡、畑が5,699㎡、計43,672㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないので、譲受人へ売却したい。

譲受人 自己所有農地の横でもあり、利便性が高いので、買い受けて耕作に
従事する。というものです。

権利の設定内容は、売買です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水
稲の作付け、野菜の栽培です。

農機具は管理機、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラを所有されてあ
ります。農作業暦は本人50年、妻46年です。

通作距離は2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えて
おります。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には
当たりません。

「地域との調和要件」ですが、イタリアン、WCSを作付ける予定であり
ますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。11月19日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、
現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・さんが本日休まれてありますので、代わりに私が補足説明を致します。

事務局の説明の通り 19 日に・・さんと現地を確認致しました。

申請農地の西側に・・さんの農地がありまして、購入後、一枚の農地にして耕作の利便性を図り、イタリアン、WC S を作付けるという事でございましたので、何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 58 号 44 番は決定いたします。

続きまして、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2 頁をお願いします。

議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

20 番 土地の所在
 勝本町西戸触 字西戸川 ・・・・ 地目 畑 面積 429 m²
 転用目的 一般個人住宅
 譲渡人、・・・・・
 譲受人、・・・・・

申請理由 現在、借家住まいであります。実家の敷地は山際で出水による崩落の恐れがあるので、申請地を購入して住宅を建築したいので申請します。というものです

権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て、令和 3 年 9 月 16 日に完了を致しております。農地区分は公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第 2 種農地と判断を致しております。

位置図、写真、配置図は 3 頁から 5 頁です。農用地区域除外の折（令和 3 年 6 月 21 日）に、・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・ はい、・・委員。

・・委員 担当の・・です。よろしく申し上げます。

事務局の説明の通り今年 6 月の定例会の折に農振除外申請につきまして、ご

承認を頂きました案件でございます。

本人に11月21日に電話で確認致しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第59号20番は意見を付して進達致します。

続きまして、21番の説明を求めます。

事務局 はい、21番は皆様ご存知の事と思いますが、芦辺町の駐車場で発生した停車中の車内での事件の方の案件でありまして、・・司法書士より11月18日に農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ申立書が提出されましたので、審議の必要はなくなりましたので、ご報告を致します。

議長 はい、そのような事のようにございます。

続きまして、議案第60号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第61号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第60号と議案第61号は一括して説明させていただきます。9頁をお願い致します。

議案第60号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

10頁～13頁の令和3年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度9頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の10年間の田の新規が24筆で23,396㎡、畑の新規が14筆で21,091㎡、20年間の畑の新規が4筆で3,269㎡、賃貸借権設定の合計が42筆で47,756㎡です。

使用貸借権設定の10年間の田の新規が27筆で23,707㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、14頁をお願い致します。議案第61号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。15頁～18頁の令和3年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度14頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する

公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請によりまして、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第60号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第60号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑はございませんか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第60号と議案第61号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、報告事項 「農地改良届出等申請について」 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、19頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

3番、土地の所在

芦辺町諸吉二亦触 字小水 地目 田 面積 972㎡

同じく 地目 田 面積 213㎡

同じく 地目 原野 面積 183㎡

計 3筆で1,368㎡

申請人

申請理由 農地を拡張してハウスを建設するため、隣接する原野との高低差を切土工事によって解消する。ということです。

工期は、令和3年11月1日～令和3年11月30日までです。

施工業者は、.

位置図、写真は20頁～21頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①12月の定例会の日程 令和3年12月20日（月）16時～

②令和3年度 農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会

令和3年12月2日（木）午後6時30分～

石田農村環境改善センター 大集会室

③定例会終了後「非農地通知を受けた土地の地目変更について」

長崎地方法務局壱岐支局・・・登記官

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。